

フロン類算定漏えい量報告・公表制度による  
令和3(2021)年度フロン類算定漏えい量の集計結果について

2023年4月14日

**【2024年3月8日発表資料差し替え】事業者等からの修正報告により、報告を行った事業者(所)数及び報告された算定漏えい量を修正しました。**

1. 集計結果の概要

報告を行った事業者(所)数及び報告された算定漏えい量の合計は、下記のとおりです。報告された算定漏えい量の合計値は228万t-CO<sub>2</sub>(対前年度比1万t-CO<sub>2</sub>減。以下、括弧内は対前年度比。)でした。

<令和3(2021)年度 集計結果>

(1) 特定漏えい者(※1)

- ・報告事業者数: 398事業者 (7事業者減)
- ・算定漏えい量の合計: 228万t-CO<sub>2</sub> (0.1万t-CO<sub>2</sub>減)

(2) 特定事業所(※2)

- ・報告事業所数 : 204事業所 (17事業所減)
- ・算定漏えい量の合計 : 55万t-CO<sub>2</sub> (1万t-CO<sub>2</sub>減)

※1 算定漏えい量の年間合計が、1,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者

※2 特定漏えい者が設置している事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業所

2. 公表及び開示請求

経済産業大臣・環境大臣は、事業所管大臣から通知された特定漏えい者の算定漏えい量について、フロン類の種類ごとに区分し、①事業者ごと、②業種ごと、③都道府県ごとに集計し、その結果を特定漏えい者から提供された算定漏えい量の増減の状況に関する情報等と併せて公表します。また、特定事業所についても同様に公表します。

(集計結果の公表)<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/result.html>

また、経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣は、下記の情報について請求に応じて開示します。

個別の特定漏えい者	・名称、住所、代表者の氏名、業種、算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの算定漏えい量 ・フロン類の種類ごとの算定漏えい量を都道府県別に区分した量 ・都道府県ごとの算定漏えい量
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類の種類ごとの実漏えい量</li> <li>・フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量</li> </ul>
個別の特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、所在地、業種、算定漏えい量</li> <li>・フロン類の種類ごとの算定漏えい量</li> <li>・フロン類の種類ごとの実漏えい量</li> </ul>

経済産業省及び環境省では、すべての事業者からの報告について、本日 16 時から開示請求を受け付けます。また、事業所管省庁では、当該省庁の所管する業種からの報告について開示請求を受け付けます。

開示請求の方法については、下記のフロン排出抑制法 ポータルサイトに掲載します。

(開示請求の方法)<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/request.html>